



2022年5月12日

各位

会社名 宝ホールディングス株式会社  
代表者名 取締役社長 木村 睦  
(コード番号 2531 東証 プライム市場)  
問合せ先 財務・IR 部長 宇佐美 昌和  
TEL (075) 241-5124

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月12日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の定時株主総会に、下記の通り、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることにより株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次のとおり所要の変更を行うとともに、その効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の規定を新設するものであります。＜変更案第17条第1項＞
  - ② 当該電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲について、法務省令の定めに基づき限定することができるようにするための規定を新設するものであります。＜変更案第17条第2項＞
  - ③ 株主総会資料の電子提供制度の導入に伴い、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するものであります。＜現行定款第17条＞
- (2)経営環境の変化に対応してより機動的な意思決定を行うため、定款に定める取締役の員数の上限を10名から7名に変更するものであります。＜第20条＞

#### 2. 変更の内容

現行定款と変更案の対照は、次の通りであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>第17条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	＜削除＞

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">＜新設＞</p> <p>(員数)  <b>第20条</b> 当社の取締役は、<u>10名以内</u>とする。</p> <p style="text-align: center;">＜新設＞</p>	<p>(電子提供措置等)</p> <p><b>第17条</b> 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる。</u></p> <p><b>2</b> 当社は、電子提供措置をとる事項のうち<u>法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(員数)  <b>第20条</b> 当社の取締役は、<u>7名以内</u>とする。</p> <p><b>附則</b></p> <p><b>第1条</b> 定款第17条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「<u>施行日</u>」)という。)から効力を生ずるものとする。</p> <p><b>2</b> 前項の規定にかかわらず、<u>施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第17条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><b>3</b> 本附則は、<u>施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催 2022年6月29日(予定)  
定款変更の効力発生日 2022年6月29日(予定)

以 上

#### 当資料取り扱い上の注意点

当資料中の当社の現在の計画、見通し、戦略、確信などのうち、歴史的事実でないものは、将来の業績に関する見通しであり、これらは現時点において入手可能な情報から得られた当社経営陣の判断に基づくものですが、重大なリスクや不確実性を含んでいる情報から得られた多くの仮定および考えに基づきなされたものであります。実際の業績は、さまざまな要素によりこれら予測とは大きく異なる結果となり得ることをご承知おきください。実際の業績に影響を与える要素には、経済情勢、特に消費動向、為替レートの変動、法律・行政制度の変化、競合会社の価格・製品戦略による圧力、当社の既存製品および新製品の販売力の低下、生産中断、当社の知的所有権に対する侵害、急速な技術革新、重大な訴訟における不利な判決等がありますが、業績に影響を与える要素はこれらに限定されるものではありません。